

直轄次世代産業研究会 運営規程

(入退会)

第1条 本研究会に加入しようとするものは、「研究会入会申込書」にて申し込みを行い、役員会の審査を経て入会とされる。また、会員が本研究会を退会しようとする場合は、「研究会退会届」を会長に提出しなければならない。

(役員等)

第2条 本研究会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長……………1名
- (2) 副会長……………3名
- (3) 部会長……………5名
- (4) 監査役……………2名
- (5) 常任顧問……………1名
- (6) 事務局長……………1名

2 役員会(会長・副会長・部会長・常任顧問・事務局長)は月1回会長が招集し開催する。

3 名誉顧問、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(部会)

第3条 本会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(役員選任等)

第4条 会長、副会長、部会長、監査役及び常任顧問は会員の中から、総会において選出する。

2 会長、副会長、部会長、監査役及び常任顧問の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 名誉顧問、顧問及びアドバイザーは必要に応じて会長が選任し、総会にて報告をする。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は必要により、役員会で選任することができる。

(協働会員)

第6条 協働会員は必要により、役員会で選任することができる。

(会計)

第7条 本会の運営は、会費、寄付金、補助金、賛助金その他の収入をもって充てる。但し、事前了承のもと、必要により実費を徴収することがある。

2 正会員からは、入会金として1万円、会費として月2千円(年間 24,000 円)を徴収する。入会金は基金とし、周年事業等の費用に充てる。なお、同一企業の複数参加については、2名以上分の入会金及び会費は半額とする。

- 3 協働会員及び事務局員からの会費は徴収しない。
- 4 正会員が年度の途中で入会する場合は、月割で会費を徴収する。
- 5 賛助会員は年会費として5千円徴収する。年度の途中で入会する場合も同額とする。
- 6 会員が年度の途中で退会した場合は、会費は返還しない。

(運営規程改正)

第8条 運営規程は役員会の承認で改正することができ、総会にて報告を行うものとする。

附 則

この運営規程は、本研究会が設立された日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

改訂-1

平成 26 年度より第 7 条正会員の会費を変更(月 4 千円、年間 48,000 円)変更する。

附 則

この運営規程は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。

改定-2

平成 29 年度より

役員に常任顧問を追加

附 則

この運営規程は、令和元(2019)年 5 月 21 日から施行する。

改定-3

令和元年度より、第 7 条関連、正会員の会費を月額 2 千円、賛助会員の会費を年額 5 千円とする。